3　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出し、当該資料に記載された提案内容の評価による技術評価点と入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を以下に示すが、提案する要件及び入札時の評価に関する具体的基準については、入札説明書による。

⑵　技術提案に関する事項　工事目的物の性能・機能に関する事項の「品質管理」、社会的要請に関する事項の「安全管理⑴」、「安全管理⑵」、「騒音対策」を評価項目とする。

なお、技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案やプレキャスト製品の採用など契約単価項目で支払うことが出来ない変更提案は不採用とする。

⑶　評価項目及び評価内容　技術提案は、２提案以内とし、３提案以上の場合は、不可とする。技術提案が１提案もない場合は、標準案での施工も可とする。

なお、技術提案書の枚数は、提案数に係わらず説明図面及び写真等を含み評価項目ごとにＡ４版片面２枚以内とし、規定枚数を超えた場合は全て不可とする。

提案は、１施工技術を用いた内容で１提案とする。ただし、複数提案を組み合わせなければ効果を発揮できないなど、一体不可分の内容となっていると発注者が判断したものは、１提案とみなす。

ただし、提案を組み合わせることにより、より効果が発揮される場合であっても、複数提案と発注者が判断したものは、不可とする。

以下の例のような提案は複数提案とみなし、全て不可とする。

【複数提案とみなす例】

技術提案：○○による作業従事者の安全対策
実施方法等：●●を設置する。
　　▲▲を実施する。
　　■■を配置する。

それぞれが独立した施工内容で、一体不可分でなく、１提案内に複数提案がある。

※技術提案の実施において第三者協議が必要と発注者が判断したものは不可とする。

※技術提案のうち、過度に費用がかかると発注者が判断したものは不可とする。

また、提案内容が明らかに設計図書で定められている事項に反すると発注者が判断した場合は減点とする。

工事目的物の性能・機能に関する事項

性能・機能

①　品質管理　塗替塗装の品質向上対策について、期待できる効果を含めて記述する。

社会的要請に関する事項

安全対策

②　安全管理⑴　道路・河川上空での作業における材料・資材の飛散防止対策について、期待できる効果を含めて記述する。

③　安全管理⑵　高所作業時の現場従事者の墜落・転落災害に対する効果的な安全対策について、期待できる効果を含めて記述する。

環境対策

④　騒音対策　民家が近接する作業箇所に対して、騒音発生に対する効果的な騒音対策について、期待できる効果を含めて記述する。

技術提案の評価指標は下記のとおりとする。

優　技術提案が適切であり、優れた工夫がみられる。

良　技術提案が適切であり、工夫がみられる。

可　技術提案が適切であるが、「優・良」に該当しない。

不可（不採用）　技術提案が求めた内容に合致していない、又は、提案内容が不適切である。

減点（不採用）　明らかに設計図書で定められている事項に反する提案である。

⑷　評価点の付与方法

【判定方式】

評価項目の項目別配点は、評価指標により優／良／可／不可／減点を判定し、判定結果に応じ次のとおり付与する。

工事目的物の性能・機能に関する事項

性能・機能

①　品質管理

・技術評価点（40点）優40点・良20点・可０点・不可（不採用）０点
・減点（不採用）－10点

社会的要請に関する事項

安全対策

②　安全管理⑴

・技術評価点（20点）優20点・良10点・可０点・不可（不採用）０点
・減点（不採用）－５点

③　安全管理⑵

・技術評価点（20点）優20点・良10点・可０点・不可（不採用）０点
・減点（不採用）－５点

環境対策

④　騒音対策

・技術評価点（20点）優20点・良10点・可０点・不可（不採用）０点
・減点（不採用）－５点

評価提案項目ごとの評価については、各提案の平均値により評価する。

評価例）

Ａ社の技術提案項目に対する提案（２提案）の各評価点が20（優）・10（良）の場合

当該技術提案項目に対する技術評価点＝30（点）／２（提案可能数）＝15.00点

Ｂ社の技術提案項目に対する提案（１提案）の評価点が20（優）の場合

当該技術提案項目に対する技術評価点＝20（点）／２（提案可能数）＝10.00点

Ｃ社の技術提案項目に対する提案（２提案）の各評価点が10（良）・－５（減点）の場合

当該技術提案項目に対する技術評価点＝５（点）／２（提案可能数）＝2.50点

⑸　落札者の決定方法　総合評価提案資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。

総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

①　総合評価点：（技術評価点×α）＋（価格評価点×0.5）

αの値は「0.2」とする。

②　技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）

③　価格評価点：０（０≦Ｐ＜0.5Ｌ）

((Ｐ／Ｌ×100）－50)／(Ｘ／Ｌ－0.5)（0.5Ｌ≦Ｐ＜Ｓ）

100―200（Ｐ／Ｌ－Ｘ／Ｌ）（Ｓ≦Ｐ≦1.0Ｌ）

ここに、Ｐ：入札書に記載の価格（入札価格）　Ｌ：契約制限価格　Ｘ：調査基準価格以上の最低入札価格　Ｓ：調査基準価格

ただし、入札価格が全て調査基準価格を下回る場合は、Ｘ／ＬをＳ／Ｌとする。

⑹　上記⑸において、総合評価点の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

⑺　総合評価提案の履行に関する事項　受注者の責により、入札時の提案内容を満足できない場合は、その程度により請負工事成績評定点を最大10点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。

⑻　技術提案等の採否　技術提案等の採否については、競争参加資格確認結果の通知に併せて通知する。

⑼　技術提案にあたっての留意事項　技術提案の作成にあたっては、特記仕様書、設計図書等に記載の制約条件等を十分に確認のうえ作成すること。条件を満足しない提案については、不可（不採用）又は減点（不採用）とする。

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒105―6011 東京都港区虎ノ門４－３－１城山トラストタワー11Ｆ

中日本高速道路株式会社　東京支社　総務企画部　契約チーム　電話03―5776―5600（代表）　ＦＡＸ03―5776―5260

⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法

入札参加希望者には、入札説明書、入札公告の写し、契約書案、入札者に対する指示書、図面、仕様書、単価表及び割掛対象表（以下「設計図書等」という。）を交付する。なお、割掛対象表参考内訳書も同様とする。

①　交付期間　平成30年１月10日（水）から平成30年４月23日（月）まで。

②　交付場所　記４⑴に同じ。